

～2025年度（年間教育計画）～

実施月	教育テーマ	教育内容	実施月	教育テーマ	教育内容
4月	運輸安全マネジメントの周知および指導 ※自社推奨学習項目①	新年度として新たに設定した安全マネジメントにおける目標などを周知するとともに、その目標に対する手段や過程なども明確にし、個人への共通理解を図る。	9月	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 ※指導及び監督の内容⑦	強風、豪雪等の悪天候が運転に与える影響、加速装置、制動装置及びかじり装置の急な操作を行うことにより旅客が転倒する等の危険、乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれる等の危険、右左折時における内輪差及び直前、後方及び左側方の視界の制約、旅客の指示があったとき又は旅客を乗車させようとするときの急な進路変更又は停止に伴う危険等の事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険について、危険予知訓練の手法等を用いて理解させるとともに、危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起の手法として、指差呼称及び安全呼称を行う習慣を体得させる。また、事故発生時、災害発生時その他の緊急時における対応方法について事例を説明すること等により理解させる。
	事業用自動車を運転する場合の心構え ※指導及び監督の内容①	旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させるとともに、事業用自動車による交通事故の統計を説明すること等により、事業用自動車の運転による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさ等を理解させ、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命であることを理解させる。		安全性の向上を図るための装置（ASV装置）を備える事業用自動車の適切な運転方法 ※指導及び監督の内容⑩	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運行する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについて説明すること等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。
5月	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 ※指導及び監督の内容⑤	乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれた等の交通事故の事例を説明すること等により、旅客が乗降するときには旅客の状況に注意して当該装置を適切に操作することの必要性を理解させる。また、このほか、周囲の道路及び交通の状況に注意して安全な位置に停車させること及び旅客の状況に注意して発車させること等旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項を指導する。	10月	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法（実技） ※指導及び監督の内容⑦	緊急時における制動装置の急な操作に係る技能の維持のため、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。
	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 ※指導及び監督の内容②	道路運送法、道路交通法及び道路運送車両法に基づき運転者が遵守すべき事項を理解させる。また、当該事項から逸脱した方法や姿勢による運転をしたこと及び日常点検を怠ったことに起因する交通事故の事例、当該交通事故を引き起こした旅客自動車運送事業者及び運転者に対する処分並びに当該交通事故が加害者、被害者その他の関係者に与える心理的影響を説明すること等により、当該事項を遵守することの重要性を理解させる。		非常用信号用具、非常口、消火器の取扱い ※指導及び監督の内容⑩	非常用信号用具は座学、非常口及び消火器の緊急時の利用方法については実技指導する。
6月	運転者の運転適性に応じた安全運転 ※指導及び監督の内容⑧	適性診断その他の方法により運転者の運転適性を把握し、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる。また、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。	11月	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況 ※指導及び監督の内容⑥	乗合バスの運転者にとっては主として運行する路線、貸切バス及び特定旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者にとっては主として運行する経路、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者にとっては営業区域における主な道路及び交通の状況をあらかじめ把握させるよう指導するとともに、これらの状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導する。この場合、交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例（ヒヤリ・ハット体験）を説明すること等により運転者に理解させる。
7月	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 ※指導及び監督の内容④	加速装置、制動装置及びかじり装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明すること等によりこれらの装置の急な操作を可能な限り避けることの必要性を理解させる。また、このほか、走行中は旅客を立ち上がらせないこと及びシートベルトが備えられた座席においてはシートベルトの着用を徹底させること等乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。	12月	年末年始輸送安全総点検および一年の振り返りによる安全意識の向上 ※自社推奨学習項目③	年末年始輸送安全総点検の通達ならびに1年間の運行の振り返りおよび来年の目標設定を行う。
	救命救急講習 ※自社推奨学習項目②	映像を用いて、心肺蘇生やAEDの使い方、けがの手当など、応急手当を習得させる。成人から乳児まで様々な応急手当の知識と技術を学ぶ。	1月	異常気象時における対処方法および環境保護意識の向上 ※指導及び監督の内容⑩	異常気象時における緊急の対処方法を指導する。また、環境への配慮を考え、自動車の環境に対する影響やデジタルタコグラフのデータを活用し、エコドライブの推進を図る。
8月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 ※指導及び監督の内容⑨	長時間連続運転等による過労、睡眠不足、医薬品等の服用に伴い誘発される眠気、飲酒が身体に与える影響等の生理的要因及び慣れ、自らの運動技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを事例を説明すること等により理解させるとともに、旅客自動車運送事業運輸規則第二十一条第一項の規定に基づき事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を定める告示に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を理解させる。また、運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する。	2月	労基法・改善基準告示の周知 ※自社推奨学習項目④	全従業員に労基法・改善基準告示の内容の周知を図る。
	健康管理の重要性 ※指導及び監督の内容⑩	疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを事例を説明すること等により理解させるとともに、定期的な健康診断の結果、心理的な負担の程度を把握するための検査の結果等に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる。	3月	事業用自動車の構造上の特性 ※指導及び監督の内容③	自らの運転する事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差、制動距離等を確認させ、これらが車両により異なることを理解させるとともに、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の事例を説明すること等により、事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる。
その他	①ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 ②ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有 ※指導及び監督の内容⑩	①運転者等からヒヤリ・ハット体験の報告があった場合、運輸規則第3条第1項の苦情の申出のうち当該貸切バスの運転に係るものがあった場合又は運輸規則第25条第1項第7号の事故が発生した場合には、これらの場合について、ドライブレコーダーの記録により加速装置、制動装置及びかじり装置の急な操作の有無並びに車間距離の保持その他の法令の遵守状況等を確認し、当該運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要な指導を行う。 ②ドライブレコーダーの記録のうち①の場合に係るものを自社内の当該運転者以外の運転者に対する指導及び監督に活用することで、当該指導及び監督をより効果的に行うよう努める。 また、その指導により、よりパーソナルな学習を目指し、再発防止を目標とする。動画で学習することにより、運転者の運転特性を自身でより客観的に理解する学びを促す。可能な限り、毎月の実施を目指す。			

※旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針から必須項目の全14項目を指導ならびに自社内で推奨している学習内容を追加し年間のプログラムを各月に割り振り設定